

食品表示基準の事業者説明会の開催のご案内

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、農林水産行政への御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

4月1日に食品表示法及び食品表示基準が施行され、消費者庁は、同庁のホームページに食品表示基準関連の通知、Q&A及びガイドラインが掲載しました。これを受け、この度、農林水産省では、消費者庁担当官を招いて、事業者の皆様を対象に食品表示基準の説明会を開催させていただくこととなりました。

参加を希望される場合は、下記によりお申し込みいただきますようお願いいたします。

記

1 開催日時：

- ① 平成27年4月28日（火）午前10時～
- ② 平成27年4月28日（火）午後1時30分～

2 開催場所：農林水産省 講堂（東京都千代田区霞が関1-2-1 本館7階）

3 内 容：

- (1) 食品表示基準の概要
- (2) 食品表示Q&A（新たに追加されたものを中心に）
- (3) 栄養成分表示について
- (4) その他
- (5) 質疑応答

※ 今回の説明会は、機能性表示食品制度に関する内容を含みません。

※ 食品関連事業者を対象とし、非公開で行います。

4 説 明 者：消費者庁担当官

5 申込方法：

4月20日（月）17時までに申込用紙に所属団体、勤務先、御氏名、ふりがな、御連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス）、参加希望の回を御記入の上、食品製造卸売課 長谷川までメールにてお申し込み下さい。

6 定 員：各回300名

※ 全2回で約600名の収容を見込んでおりますが、多くの参加申込が見込まれることから、可能な限り、1事業者1名の参加でお願いいたします。申込数が大幅に超えた場合には人数を制限させていただきます。また、ご希望の回の変更や参加をお断りする場合がありますことを予めご承知おき下さい。

7 申込〆切：平成27年4月21日（火）17:00

8 その他：

食品表示基準、通知及びQ&Aは、消費者庁のホームページより入手し、ご持参下さいますようお願いいたします。ご持参いただきたい資料は別紙のとおりです。資料が非常に多くなりますが、よろしくお願ひします。

※ 消費者庁ホームページ掲載箇所：<http://www.caa.go.jp/foods/index18.html>

(担当) 農林水産省食料産業局
食品製造卸売課 長谷川
TEL：03-6744-2249
FAX：03-3502-5336

別紙 <ご持参いただきたい資料>

消費者庁ホームページ掲載箇所：<http://www.caa.go.jp/foods/index18.html>

- 食品表示基準
 - ・ 第1章(第1条及び第2条)
 - ・ 第2章(第3条から第17条まで)

- 通知「食品表示基準について(平成27年3月30日消食表第139号)」
 - ・ 本体
 - ・ 別添 アレルゲンを含む食品に関する表示(19ページまで)

- 食品表示基準Q&A
 - ・ 表紙・目次
 - ・ はじめに
 - ・ 第1章 総則
 - ・ 第2章 加工食品
 - ・ 第3章 生鮮食品
 - ・ 第4章 添加物
 - ・ 第5章 雑則
 - ・ 附則
 - ・ 別添 アレルゲンを含む食品に関する表示

- 食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン

※ この他の資料についても、ご持参いただく場合があることをご承知おき願います。